

辺野古、海底ボーリング調査を許すな!

翁長知事の「作業停止」指示を拒否! 安倍政権、ヤクザまがいに「問答無用!」と作業を強行

昨日(3月30日)、林農水大臣は辺野古の海の珊瑚礁を破壊しているとして沖縄防衛施設局に対する翁長知事の作業中止指示に「停止」決定を行った。

翁長知事は辺野古新基地建設のために巨大なコンクリートブロックが海底に放り込まれ、貴重な珊瑚礁が破壊されているとして、防衛施設局に対して作業を中止するように指示を出した。しかし、沖縄県民の民意を無視し、問答無用と基地建設を強行する安倍政権は知事の作業停止指示を無効にするため、林農水大臣を使って知事の「指示」を葬り去ろうというのである。安倍一族である林大臣は当然のように日米間に外交・防衛上に重大な損害をもたらすとして知事の指示を「一時停止」とし拒否したのである。知事の指示に従わず、作業を継続、強行していた政府防衛省はこの決定を受けて作業のスピードを上げようとしている。全く許すことは出来ない暴挙であり、ヤクザまがいに居丈高に暴力をもって反対行動を押しつぶそうとしている。

沖縄県民と連帯し、沖縄一本土を貫く闘いを強めていこう!

農水大臣の決定を受けて、翁長知事は「国が国を審査する」欺瞞を指摘し、「沖縄の民意は明確であり、県民に寄り添って対抗して行く」「覚悟はできている」と辺野古新基地建設に徹底して反対をしていくことを表明した。そもそも農水大臣が外交防衛問題に大きな支障が出るという判断ができはらずもなく、為にする審査によって問答無用と基地建設を合法化しようという姑息なやり方である。

そもそも、沖縄に基地が集中し、世界一危険な基地である普天間基地の閉鎖は日米で合意され、政府も沖縄の基地負担の軽減を目指しながら、米軍の再編強化の方針を受けて日本政府は県内移設一辺野古新基地建設に転換し、再び三度、沖縄に基地と危険性、環境破壊を押しつけようとしているのである。

沖縄の人々は直近でも名護市長選、市議選、県知事選、衆議院選といずれの選挙でも新基地建設反対を掲げた候補者を当選させた。沖縄県民の民意を国と全国の人々に明確に示してきたのである。

ところが、安倍政権は日米関係を強固な軍事同盟に再編し、日本を戦争でできるために辺野古新基地建設を急ごうとしているのである。積極的平和主義・新防衛大綱の下で集団的自衛権行使容認を閣議決定で行い、与那国島には自衛隊を配備して戦争ができる国づくりへ向けて暴走しているのである。それを批判するものは無視し、阻むものには暴力をもって弾圧を行っているのである。

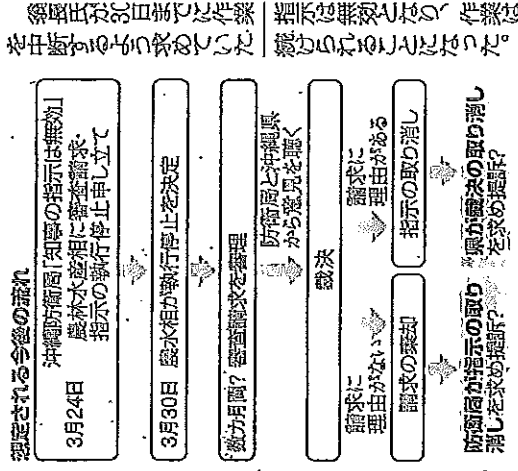
キャンペーンや辺野古の海で反対行動に取り組み県民は海上保安庁や米軍基地警備員、機動隊の暴力にさらされながら必至で反対行動に取り組んでいる。本土でも各地で基地反対闘争と連携しながら沖縄の人々とながら盛り上がるまで闘いがきた。しかしまだまだ全労働者・国民の課題となつて大きく盛り上がるまで闘っているとは云いがたい状況にある。今こそ、労働運動が先頭になつて沖縄の人々と連帯し、辺野古に基地をつくらせない闘いに全力をあげなければならない。日本を安倍首相が目論む戦争をする国への転換を許してはならない。憲法9条を守り、民主主義を守り、安心して働き生活できる社会を守る為に闘わなくてはならない。沖縄の人々と連帯し、沖縄一本土を貫く闘いを通して安倍政権を打倒していくことが求められている。

全労協・東京全労協は沖縄に連帯するカンパに取り組んでいる。カンパを集中させ、現地の闘いを支援していこう。5月、平和行進を成功させよう!

沖繩知事の指示一時停止

辺野古作業農水相が決定書

米軍普天間飛行場(沖縄県豊後市)の同県名護市辺野古への移設問題で、林農水大臣は30日、辺野古の作業を中断するよう翁長知事・沖縄県知事が沖繩防衛施設局に出した指示を一時無効とする「執行停止」の決定書を農と防衛局に通知した。翁長氏の指示の効力は、防衛局長が正式な取り消しを求め、林氏に請求した不服審査の一環まで持ち越される。▽16日、総説反対派祭り



翁長氏は30日に県の対応を明らかにする考えを記者団に示した。決定書によると、移設作業を止めれば事業が大幅に遅れ、普天間飛行場の周辺住民の危険性を懸念が継続するほか、日米間の外交・防衛上の「回復困難」が大きな損害が生じると判断した。翁長氏は海底の状況を確認するために作業を止めることが必要としたが、作業が続けられても調査ができなくなることは必ずしも認められ

ないとした。また、私人ではない国が不服を申し立てることはできないとする翁長氏の指摘については、国が事業者である場合も、私人の場合と変わらないとして申し立ては適法とした。林氏は30日朝、記者団に「行政不服審査法の規定に基づき審査に審査し決定した」と述べた。移動防護をめぐっては、翁長氏が28日、岩礁破壊を許可した区域外で作業が実施されており、必要な調査

を怠るため、すべての工事を30日まで止めるよう防衛局長に指示、従わない場合は、「岩礁破壊許可」を取り消す意向も示した。県の岩礁破壊許可は水産資源保護法に基づき、農林業調整委員会が組織。このため防衛局長は24日、指示の取り消しを求め、同法を所管する農水相に行政不服審査法に基づき審査を請求、あわせて不服審査の発議が出るまで指示の効力を止めるよう申し立てていた。

朝日新聞2015年3月30日(夕)

(裏面も参照)

辺野古作業停止 農水相認めず

沖縄知事、国の姿勢批判

米普天飛行場(沖縄県豊後市)の旧米蔵跡で辺野古への移設作業を止めよう、沖縄防衛局長に求めた翁長知事・沖縄県知事の指示が30日、効力を一時失効させられた。林五正農水相が決定した。翁長氏は「憲法は公平公正に行われたのか」と疑問を投げかける一方、移設工事に不可欠な基礎砕砕許可の取り消しについては「軽々に奪えられない」と強く述べ、明言しなかった。

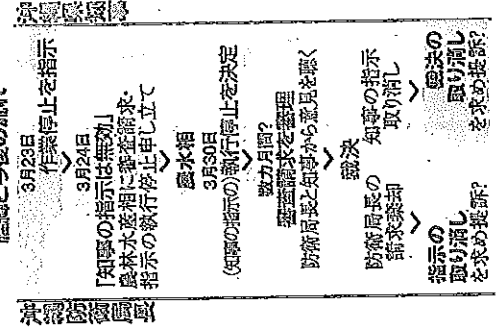
△この間、次の手続を、30日、沖縄県知事

砕砕許可取り消し 明言せず

翁長氏は30日、防衛局長に辺野古での作業を止めるよう指示。防衛局長は対抗措置として、行政不服審査法に基づき、農水相に指示の効力を止める執行停止を申し立て、同時に指示の取り消しを求める審査請求もしていた。県の基礎砕砕許可の根拠は水産資源保護法に基づき、農漁業調整条例のため、同法を所管する農水相への請求になった。

林農水相は、移設作業を止めれば事業が大體に遅れて普天飛行場の危険性や騒音が継続し、日米間の外交に防衛上の重大な損害が生じることとして執行停止を判断した。翁長氏の指示は審査請求の効力が出るまでは効力が止まり、防衛局は作業を継続してきた。30日も辺野古では作業が続いた。

翁長氏は30日、農水相らと終日、対応を協議。双方に報道陣の取材に応じ、「国(防衛局長)が申し立てをし、同じ国(農水相)



が審査する対応は、公平公正に行われたのか理解できず、今後については、昨年の辺野古を築造した辺野古移

した移設を認めて「辺野古の建設は30日、記者会見で「辺野古移設保全に全力を尽くす」と約束した。今後については、昨年の